市営住宅入居者募集

一般募集
（申請者多数の場合は公開抽選）
①富士見団地（３ＬＤＫ）　４戸
　家賃20,500円～41,900円程度
＊公募数より応募数が少ない場合は常時公募（先着順）となります。
常時公募（先着順）
②岩井団地（３ＬＤＫ）　　１戸
＊家賃は所得金額に応じて決定
申込者・同居予定者の人数等の制限
　①②ともに２名以上
募集期間…11月10日㈫～20日㈭
　②は随時受付中
＊入居基準など詳細はお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。
問い合わせ・申込先
　建築住宅課　内線2657／金木総合支所産業建設係　内線3113／市浦総合支所産業建設係　内線4032

訓練見学説明会の参加者募集

　ポリテクセンター青森は、ものづくり（住宅、電気、機械）業界で就職を目指す方の職業訓練施設です。ぜひ訓練見学説明会にお越しください。参加は無料です。
日時（各回30分前から受付開始）
①11月11日㈫　9:30～12:00
②11月24日㈫　13:30～16:00
定員…各回20名程度
場所…ポリテクセンター青森
＊雇用保険受給中の方は、受給資格者証をご持参ください。
＊前日までに右記申込フォームまたは電話でお申し込みください。
　公式Ｘはこちら→
問い合わせ・申込先
　ポリテクセンター青森
　℡017-722-1771

消費生活相談

　契約、販売方法、商品、サービスなどに関する消費者トラブル、多重債務でお困りの方に対し専門スタッフが無料で相談に応じます。
▷悪質商法、契約・取引に関するトラブル相談
　五所川原市消費生活センター
　℡33-1626、℡26-5881
日時…月～金曜日（祝日を除く）
　9:00～16:00
場所…市役所２階商工観光課
▷債務・生活資金などに関する相談
　消費者信用生活協同組合
　青森事務所　℡0120-102-143
日時…11月11日㈫　10:00～16:00
場所…市役所２階相談室２Ｃ
＊予約制。貸付制度あり。

労働問題について相談しませんか？

　個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題（解雇、賃金引き下げ、長時間労働、パワハラなど）について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。相談無料、秘密厳守です。
日時　＊予約優先
①11月10日㈫　13:30～15:30
②11月15日㈰　10:00～12:00
③12月８日㈫　13:30～15:30
④12月20日㈰　10:00～12:00
対象…県内の労働者・事業主の方
場所…青森県労働委員会（青森市新町２丁目２-11　東奥日報新町ビル４階）
＊詳細はホームページをご覧ください。
問い合わせ・予約先…青森県労働委員会　℡017-734-9836

親子の居場所活動 あづま～る

　family cafeあづま～るは育児中のママやパパがゆったりと過ごせる場所です。一人で無理せず、一緒に楽しくリフレッシュしましょう！
　詳しくはインスタ・Facebookで『あづま～る』と検索！
日時…11月８日㈰
場所…地域福祉センター
参加費…大人200円／子ども100円（事前申込不要）
問い合わせ先
　family cafeあづま～る
　代表　藤林秀
　kazami1121@gmail.com

参画まぐ・ねっと学習会

　参画まぐ・ねっとでは、ＮＰＯ法人子どもネットワークすてっぷと共催で学習会「『まあいいか』がいつか『もう無理』になる前に～家事調停のお話を聞いてみよう～」を開催します。＊参加無料、事前申込不要
日時…11月15日㈰　10:00～11:00
場所…中央公民館３階大広間（すてっぷ広場内）
対象…五所川原市、つがる市、鶴田町、中泊町、鰺ヶ沢町、深浦町の住民の方どなたでも
問い合わせ先…参画まぐ・ねっと事務局　ふるさと未来戦略課男女共同参画室　内線2236

ひきこもり講演会

　ひきこもり当事者やその家族を地域住民としてどのように見守り、どう手を差し伸べればいいのか、一緒に考えてみませんか？
日時…11月17日㈫　13:30～15:00
　（受付13:00～）
場所…プラザマリュウ五所川原
講師…ＮＰＯ法人ＫＨＪ全国ひきこもり家族会連合会　広報アドバイザー　池上正樹氏
申込期限…11月６日㈭
問い合わせ・申込先…五所川原市社会福祉協議会　℡34-3494／生活応援課　内線2412

退職時の住民税の一括徴収

　毎月の給与から天引きされている方の住民税は、勤務先の事業所が納入（特別徴収）しています。
事業主の皆さんへ
①従業員の退職などで住民税の特別徴収ができなくなる場合は「異動届出書」の提出が必要です。
②６月～12月に退職する方で残りの特別徴収税額があるときは、従業員からの申し出により未徴収税額をまとめて退職時の給与や退職金から一括徴収できます。
③翌年１月以降に退職する方で残りの特別徴収税額があるときは、退職時の給与や退職金から一括徴収することが義務付けられています。
問い合わせ先…税務課　内線2252